

(様式4)

公立病院改革プランの概要

団 体 名		隠岐広域連合					
プ ラ ン の 名 称		隠岐広域連合立隠岐島前病院改革プラン					
策 定 日		平成 21年 3月 3日					
対 象 期 間		平成 21年度 ~ 平成 23年度					
病院の現状	病 院 名	隠岐広域連合立隠岐島前病院					
	所 在 地	島根県隠岐郡西ノ島町大字美田2071番地1					
	病 床 数	一般病床20床 療養病床24床					
	診 療 科 目	内科、外科、小児科、耳鼻科、眼科、精神科、産婦人科、整形外科					
公立病院として今後果たすべき役割(概要) (注)詳細は別紙添付 [添付省略]		<p>隠岐島前地域(西ノ島町、海士町、知夫村)の唯一の病院として、高度な機器整備等により隠岐島前地域でできる医療の分野を広げていくとともに、提供できない医療については、本土医療機関等との適切な連携により地域中核病院としての役割を果し、島民への入院医療、救急医療を提供していく。</p> <p>また、島前3町村との連携を深め、町村が実施する健康づくり事業の実施主体になるとともに、地域内診療所、介護施設等との連携により島民の健康増進に寄与していく。</p>					
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要) (注)詳細は別紙2参照		<p>基本的に「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づく以下の繰出項目の経費について、隠岐広域連合規約に定める負担割合に基づき各構成団体の一般会計から負担</p> <p>病院の建設改良に要する経費 高度医療に要する経費 へき地医療の確保に要する経費 救急医療の確保に要する経費 精神病院の運営に要する経費 不採算地区病院の運営に要する経費 医師及び看護師等の研究研修に要する経費 病院事業会計に係る共済追加費用の負担に要する経費 基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費 医療技術者の招聘に要する経費[基準外繰出]</p>					
経営効率化に係る計画	財務に係る数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
	経常収支比率	102.4	97.7	97.0	97.6	97.7	
	職員給与費比率	51.0	54.1	71.0	70.5	70.8	
	病床利用率	101.1	98.2	98.2	98.2	98.2	
	平均在院日数	12.3	12.9	12.9	12.9	12.9	
	入院診療単価	25,058	24,170	24,654	25,147	25,147	単位:円/日
	外来診療単価	10,938	10,835	6,468	6,507	6,507	単位:円/日
	医師1人当りの診療収入	373,732	358,361	289,581	293,872	296,355	単位:円/日
	看護師1人当りの "	59,926	55,677	44,991	45,657	46,043	単位:円/日
上記目標数値設定の考え方		<p>・島前地域での医療の提供は住民の生活上必要不可欠だが、人口の減少が進む中、患者数の増加は見込めず、診療単価もこれ以上の大幅な増が期待できない状況から平成21年度以降については、平成20年度決算見込を維持する目標を設定した。</p> <p>・平成21年度より導入する医薬分業を反映した。</p> <p>・任意項目は、医療提供の内容を反映し患者単価に直接結びつく指標を選択した(経常黒字化の目標年度:)</p>					

				団体名 (病院名)	隠岐広域連合 (隠岐島前病院)		
公立病院としての医療機能に係る 数値目標(主なもの)		19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
救急患者数		90	91	91	91	91	年間延べ人数
手術件数		12	12	12	12	12	年間延べ人数
訪問看護人数		3.5	4.0	4.5	5.0	5.5	1日あたり人数
経営効率化に係る計画	数値目標達成に向けての具体的な取組及び実施時期						
	民間的経営手法の導入						
	事業規模・形態の見直し	・院外薬局の導入(平成21年度)					
	経費削減・抑制対策	・院外薬局の導入による材料費の削減 ・経常経費(一般用務旅費、消耗品費、印刷費、通信費、交際費等)について、平成17年度実績額から5%縮減					
	収入増加・確保対策	・看護師の確保に努め、7:1看護体制を維持 ・訪問看護体制の充実による在宅医療の拡大 ・作業療法士3名体制によるリハビリ収益の増収、リハビリテーション施設基準の上位取得					
その他	・島前地区自圏域の入院完結率のアップ ・基準内繰入を原則とし、医療機器更新の見直し等を実施し、後年度負担を伴う経費の節減に努める						
各年度の収支計画		別紙1のとおり					
その他の特記事項	病床利用率の状況	17年度	104.7%	18年度	100.9%	19年度	101.1%
	病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本見直し、施設の増改築計画の状況等	特になし					

団体名 (病院名)	隠岐広域連合 (隠岐島前病院)
--------------	--------------------

再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	隠岐二次医療圏は、隠岐島を圏域としている。 隠岐島は、島根半島の北東40～80kmの日本海に浮かぶ群島で、島前(知夫里島、西ノ島、中ノ島)と島後とに大別され、隠岐二次医療圏においては、島前、島後に公立病院がそれぞれ1病院設置されており、島前、島後地域それぞれの唯一の病院となっている。	
	都道府県医療計画等における今後の方向性	初期診療機関から三次医療機関までの医療機能の分化(医療機関間の役割分担)と連携を基本とし、隠岐広域連合立病院を中心に隠岐で実施可能な医療は隠岐で実施し、高度な医療に関しては三次医療を担う島根県立中央病院、松江赤十字病院等との役割分担を図りながら、住民に必要な医療を提供していく	
	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要 (注) 詳細は別紙添付 1 (添付省略) 具体的な計画が未定の 2 場合は、検討・協議の 方向性、検討・協議体制、 検討・協議のスケジュール、 結論を取りまとめる時期を 明記すること	<時期> 平成20年度まで 平成23年度 平成24年度以降 平成21年3月	<内容> 遠隔画像システムにより島根県立中央病院、松江赤十字病院との間でネットワークを構築している。 ソフト面では、地域医療支援ブロック制により島前地域内の診療所と人的なネットワークを構築している。 島前地域内の診療所との間で平成20年度に隠岐島前病院に導入した電子カルテシステムを活用したネットワークを構築し、島前地域1患者1カルテ化を図る。 隠岐病院での電子カルテシステムの導入(新病院開院時)に併せ、隠岐二次医療圏でのネットワーク化を図る。 離島ゆえ、簡単に行き来できない環境にあるため、隠岐二次医療圏での病院の統合は考えていない。
経営形態見直しに係る計画	経営形態の現況 (該当箇所) <input checked="" type="checkbox"/> を記入)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法財務適用	<input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input type="checkbox"/> 地方独立行政法人
	経営形態の見直し(検討)の方向性 (該当箇所) <input type="checkbox"/> を記入、検討中の場合は複数可)	<input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input type="checkbox"/> 地方独立行政法人 <input type="checkbox"/> 指定管理者制度
	経営形態見直し計画の概要 (注) 詳細は別紙添付 1 (添付省略) 具体的な計画が未定の 2 場合は、検討・協議の 方向性、検討・協議体制、 検討・協議のスケジュール、 結論を取りまとめる時期を 明記すること	<時期> 平成21年3月 次期検討時期 ...平成26年度	<内容> 隠岐広域連合においては、事務局組織がコンパクトで意思決定は迅速に行われている。 また、県及び隠岐4町村から構成される特別地方公共団体であるため、様々な調整事項は、事務局を介して実施するほうが団体としての責任が明確にできると考えられる。 したがって、経営形態については、地方公営企業法財務適用で当面、変更する予定はない。 また、島前地域の地域の唯一の病院であり、離島の特殊性から診療所化は考えていない。
点検・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制 (委員会等を設置する場合その概要)	構成団体の担当課及び財政担当課との点検、評価を実施し、その状況を議会報告し、隠岐広域連合公告式条例に基づき公表するとともに、ホームページや広報誌等での公表を図ることとする。	
	点検・評価の時期(毎年 月頃等)	毎年5月頃	
その他特記事項			

(別紙1)

団体名 (病院名)	隠岐広域連合 (隠岐島前病院)
--------------	--------------------

1. 収支計画 (収益的収支)

(単位:千円、%)

区分		年度						
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度	
収	1. 医業収益 a	665,849	700,059	655,180	500,775	505,411	505,429	
	(1) 料 金 収 入	649,754	682,435	639,254	482,904	487,733	487,733	
	(2) そ の 他	16,095	17,624	15,926	17,871	17,678	17,696	
	うち他会計負担金							
	2. 医業外収益	203,099	168,624	186,869	187,984	179,552	179,313	
	(1) 他会計負担金・補助金	131,903	96,230	113,955	115,963	108,239	108,000	
入	(2) 国 (県) 補 助 金							
	(3) そ の 他	71,196	72,394	72,914	72,021	71,313	71,313	
	経 常 収 益 (A)	868,948	868,683	842,049	688,759	684,963	684,742	
	支	1. 医業費用 b	775,888	767,248	780,524	628,746	621,325	620,996
		(1) 職 員 給 与 費 c	337,210	356,976	354,475	355,418	356,360	357,713
		(2) 材 料 費	233,224	235,805	237,005	73,113	73,259	73,406
(3) 経 費		81,163	81,788	81,890	82,912	81,835	81,917	
(4) 減 価 償 却 費		31,974	31,860	31,910	36,196	34,552	32,566	
(5) そ の 他		92,317	60,819	75,244	81,107	75,319	75,394	
出	2. 医業外費用	80,570	81,159	81,545	81,425	80,250	79,592	
	(1) 支 払 利 息	9,794	9,864	10,007	9,674	9,192	8,534	
	(2) そ の 他	70,776	71,295	71,538	71,751	71,058	71,058	
	経 常 費 用 (B)	856,458	848,407	862,069	710,171	701,575	700,588	
	経 常 損 益 (A) - (B) (C)	12,490	20,276	20,020	21,412	16,612	15,846	
	特別損益	1. 特 別 利 益 (D)						
2. 特 別 損 失 (E)		27,910	31,508	25,526				
特別損益 (D) - (E) (F)		27,910	31,508	25,526	0	0	0	
純 損 益 (C) + (F)	15,420	11,232	45,546	21,412	16,612	15,846		
不良債務	累 積 欠 損 金 (G)	60,711	71,943	117,489	138,901	155,513	171,359	
	流 動 資 産 (ア)	168,490	140,315	105,983	87,936	150,397	150,548	
	流 動 負 債 (イ)	101,217	60,489	53,606	37,944	110,872	110,983	
	うち一時借入金	60,000				60,000	60,000	
	翌年度繰越財源(ウ)							
	当年度同意等償で未借入又は未発行の額(エ)							
差引 不良債務(オ)	{(イ)-(エ)} - {(ア)-(ウ)}	0	0	0	0	0	0	
単年度資金不足額(カ)		0	0	0	0	0	0	
経常収支比率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$		101.5	102.4	97.7	97.0	97.6	97.7	
不良債務比率 $\frac{(オ)}{(ア)} \times 100$		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
医業収支比率 $\frac{a}{b} \times 100$		85.8	91.2	83.9	79.6	81.3	81.4	
職員給与費対医業収益比率 $\frac{(c)}{(a)} \times 100$		50.6	51.0	54.1	71.0	70.5	70.8	
地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 (H)		0	0	0	0	0	0	
地方財政法上の資金不足の割合 $\frac{(H)}{(ア)} \times 100$		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
地方公共団体の財政の健全化に関する法律上の資金不足比率		-	-	-	-	-	-	
病 床 利 用 率		100.9	101.1	98.2	98.2	98.2	98.2	

()N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

$$\text{「N年度 単年度資金不足額」} = (\text{「N年度の不良債務額」} - \text{「N-1年度の不良債務額」})$$

・不良債務額が負の数となる場合(不良債務が発生しない場合)においても負の数で上記単年度資金不足額を算出す。
例) 22年度単年度資金不足額 30百万円 = (22年度不良債務額 20百万円 - 21年度不良債務額10百万円)

団体名 (病院名)	隠岐広域連合 (隠岐島前病院)
--------------	--------------------

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:千円、%)

区分		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収 入	1. 企業債	20,000	22,000	31,800	26,000	20,000	11,000
	2. 他会計出資金	14,792	15,322	18,159	20,824	26,006	24,420
	3. 他会計負担金						
	4. 他会計借入金						
	5. 他会計補助金						
	6. 国(県)補助金	5,029		10,180			
	7. その他	858	550	963	600	50	
	収入計 (a)	40,679	37,872	61,102	47,424	46,056	35,420
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (b)						
	前年度許可債で当年度借入分 (c)						
純計(a) - {(b) + (c)} (A)	40,679	37,872	61,102	47,424	46,056	35,420	
支 出	1. 建設改良費	26,337	22,193	42,254	26,093	20,000	11,000
	2. 企業債償還金	27,393	29,438	35,947	42,571	45,333	43,367
	3. 他会計長期借入金返還金						
	4. その他	1,807	2,397	2,435	1,813		
	支出計 (B)	55,537	54,028	80,636	70,477	65,333	54,367
差引不足額 (B) - (A) (C)		14,858	16,156	19,534	23,053	19,277	18,947
補 て ん 財 源	1. 損益勘定留保資金	9,858	11,156	14,534	18,053	19,277	18,947
	2. 利益剰余金処分量						
	3. 繰越工事資金						
	4. その他	5,000	5,000	5,000	5,000		
計 (D)	14,858	16,156	19,534	23,053	19,277	18,947	
補てん財源不足額 (C) - (D) (E)		0	0	0	0	0	0
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (F)							
実質財源不足額 (E) - (F)		0	0	0	0	0	0

- 複数の病院を有する事業にあつては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収益的収支	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
	131,903	96,230	113,955	115,963	108,239	108,000
資本的収支	(1,800)	(1,800)	(1,800)	(1,200)	(0)	(0)
	14,792	15,322	18,159	20,824	26,006	24,420
合計	(1,800)	(1,800)	(1,800)	(1,200)	(0)	(0)
	146,695	111,552	132,114	136,787	134,245	132,420

(注)

- ()内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。

(別紙2)

隠岐島前病院 構成団体の経費負担の考え方

繰出基準項目	区分	算式・計算項目	備考
1 病院建設改良に要する経費			
(1) 企業債利息償還分(3条)			
企業債償還利息	3条	$A \times B$	
		A 企業債利息償還額 B 負担割合	・負担割合 H14年度まで2/3、H15年度以降1/2
(2) 企業債元金償還分(4条)			
企業債償還元金	4条	$A \times B$	
		A 企業債元金償還額 B 負担割合	・負担割合 H14年度まで2/3、H15年度以降1/2
(3) 建設改良(企業債外)に要する経費	4条	$(A - B - C) \times D$	
		A 建設改良費 B 企業債額(当年度借り入れ) C 補助金 D 負担割合	・負担割合 1/2
2 高度医療に要する経費	3条	$A + B$	
		A C T に係る減価償却費 B C T に係る保守料費	
3 へき地医療確保に要する経費			
(1) 医師出張等代替賃金	3条	$A - B$	
		A 医師出張時代替賃金及び手術時応援 B 補助金	
(2) 遠隔医療に関する経費	3条	$A + B$	
		A 遠隔画像診断システム通信料 B 遠隔画像診断システム保守料	
4 救急医療の確保に要する経費	3条	$A \times B + C - D$	
		A 一般病床入院単価 B 年間延べ救急確保病床数 1床×365日 C 救急医療運営経費 D 補助金等特定財源	[救急医療運営経費の内容] 常勤医師の宿日直手当、救急業務手当 看護師の夜間看護手当、夜間勤務手当、救急業務従事の時間外手当 非常勤医師の休日勤務賃金
5 精神病院の運営に要する経費	3条	$(A - B) \times C$	
		A 一般外来診療単価 B 精神外来診療単価 C 精神外来延べ患者数	

繰出基準項目	区分	算式・計算項目	備考
6 経営基盤強化対策に要する経費			
(1)不採算病院の運営経費			
隠岐広域連合規約に基づく 島根県財政支援費	3条	$(B - A - C) \times D$	
		A 島根県財政支援対象 収益 B 島根県財政支援対象 費用 C 交付税合計 D 負担割合	[対象除外収益] 他会計補助金、元利償還金補助金、臨床研修医補助金 [対象除外費用] 減価償却費、資産消耗費、支払利息、繰延勘定償却 [負担割合] 隠岐広域連合規約に基づき設定、1/3
隠岐広域連合規約に基づく 企業債償還利息繰入	3条	$A \times B$	
		A 企業債利息償還額 B 負担割合	・負担割合 H14年度まで1/3、H15年度以降1/2
隠岐広域連合規約に基づく 企業債元金繰入	3条	$A \times B$	
		A 企業債元金償還額 B 負担割合	・負担割合 H14年度まで1/3、H15年度以降1/2
隠岐広域連合規約に基づく 建設改良(企業債外)に要する 経費	3条	$(A - B - C) \times D$	
		A 建設改良費 B 企業債額(当年借入れ) C 補助金 D 負担割合	・負担割合 1/2
運営費支援経費	3条	$B - A$	
		A 運営支援対象 収益 B 運営支援対象 費用	島根県財政支援費の対象経費に、歳入の当該運営支援 経費を除く他会計補助金を加算したものを対象経費とする。
(2)医師及び看護婦等の研究 研修経費	3条	$(A - B) \times C$	
		A 研究研修に要する経費 B 補助金 C 負担割合	・予算項目の研究研修費が対象 ・負担割合 1/2
(3)病院事業会計に係る追加費用	3条	$A \times B + C \times D$	
		A 病院職員給与(本給)総額(県中派遣除く) B 負担割合(市町村等職員の場合) C 病院職員給与(本給)総額(県中派遣分) D 負担割合(県派遣職員の場合)	
7 その他			
(1)基礎年金拠出金に係る公的 負担に要する経費	3条	$A \times B$	
		A 基礎年金拠出金公的負担額単価 B 年度末職員数(年度当初予算計上職員数)	前々年度において経常収支の不足額が生じている場合 に限る
(2)看護婦確保に係る経費	4条	$A \times B - C$	基準外繰出経費
		A 修学資金年間貸与額(@50,000×12月) B 修学資金貸与人数 C 修学資金償還金収入	